

加茂商工会議所 会 員 情 報

加茂市幸町2-2-4 TEL52-1740 FAX52-4100 URL <http://www.kamocci.or.jp/> E-mail info@kamocci.or.jp(代表)

NO. 369 号 / R2. 7. 1 発行

◆ 7月1日からレジ袋有料化がスタート

令和2年7月1日からレジ袋（プラスチック製買物袋）の有料化がスタートしました。主な業種が小売業ではない事業者（製造業やサービス業など）も、事業の一部として小売業を行っている場合は対象となります。

当商工会議所では店頭掲示用のチラシを作成し、対象事業者の皆様にご配布いたしましたのでご活用ください。

※追加希望の方は、当商工会議所 TEL:52-1740（担当／明間）まで。

◆ 源泉所得税の納付はお済みですか？

納期特例適用事業者の納付期限は7月10日(金)

※税務署に提出する各種書類は当商工会議所窓口でもお預かりしています。

※詳しくは、当商工会議所 TEL:52-1740（担当／渡邊、横山）まで。

◆ 飛沫防止パネル・空気清浄機…等々

三密対策にかかった経費が補助されます

新潟県では新型コロナウイルスの感染拡大防止と社会経済活動の両立を図るため、事業者が取り組む「新しい生活様式に対応した感染予防の設備整備等」を支援しています。

【対象業種等】 一般県民の方々に直接サービスを提供する施設を持つ中小企業及び個人事業主（社団法人、財団法人、NPO法人等含む）。

飲食サービス業、宿泊業、小売業、生活関連サービス業

娯楽業、道路旅客運送業、教育・学習支援業、その他サービス業

【対象経費】 令和2年4月1日以降に支払った感染予防に必要な衛生設備の導入や衛生用品の購入に関する経費

【支給額】 5万円～20万円(上限) 実際に支払った金額（税抜）

【申請期間】 令和2年7月31日（金）まで

※予算額を超えた場合、期間内であっても受付終了となります。

【申請方法】 申請書類を簡易書留で郵送

※詳しくは、当商工会議所(TEL52-1740)にお問い合わせください。

◆持続化給付金の支援対象が拡大

1月～3月間に開業した事業者等も対象に！

新型コロナウイルス感染症の影響で売上が前年同月比で50%以上減少している事業者(中小法人は200万円、個人事業者等は100万円上限)は持続化給付金の申請が可能です。

この度、これまで対象となっていなかった、下記の事業者が新たに対象となりました。

(1)2020年1月～3月の間に創業した事業者

【必要書類】

- (1)持続化給付金に係る収入等申立書 ※税理士による確認印が必要
- (2)振込先口座通帳の写し、本人確認書類の写し
- (3)個人事業の開業・廃業等届出書又は事業開始等申告書
※開業日、所在地、代表者、業種、書類提出日の記載がある書類でも可

(2)主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者

【必要書類】

- (1)前年分の確定申告書第一表の控え
※税務署の收受日付印(e-Taxの場合は受信通知)が必要
- (2)今年の対象月の収入が分かる書類(売上台帳等)
- (3)(1)の収入が業務委託契約等の事業活動からであることを示す書類
 - ①業務委託等の契約書の写し又は契約があったことを示す申立書
 - ②支払者が発行した支払調書又は源泉徴収票
 - ③支払いがあったことを示す通帳の写し※①～③の中からいずれか2つを提出(②源泉徴収票の場合は①との組合せが必須)
- (4)国民健康保険証の写し
- (5)振込先口座通帳の写し、本人確認書類の写し

※いずれの場合も収入が50%以上減少していることが条件となり、従来の申請と比べて、提出書類が変わりますのでご注意ください。

加茂市産業センターの申請サポート会場は

7月30日(金)午前中で終了予定～お早めに！

- 加茂会場 加茂市産業センター3F(加茂市幸町2-2-4)
- 対応時間 午前9時～午後5時まで
- 予約方法 ①電話予約 0570-077-866(予約専用ダイヤル/9:00～18:00)
②インターネット予約 ※『持続化給付金』で検索

○8月以降も運営する県内のサポート会場は以下の3会場となります。
(予約方法は加茂会場と同様)

- ・新潟会場 新潟市中央区万代島5-1 万代島ビル17F
- ・長岡会場 長岡市千秋3-315-11 ハイブ長岡2F 交流サロン
- ・上越会場 上越市新光町1-10-20 新潟商工会議所3F 大ホール

※詳しくは、当商工会議所(Tel.52-1740)にお問い合わせください。

◆家賃支援給付金の概要が公表されました 申請開始は7月中旬以降スタート(予定)

新型コロナウイルス感染症を契機とした5月の緊急事態宣言の延長等により、売上の急減に直面する事業者の事業継続を下支えするため、地代・家賃の負担を軽減することを目的として、テナント事業者に対して給付金が支給されます。

【申請対象者】

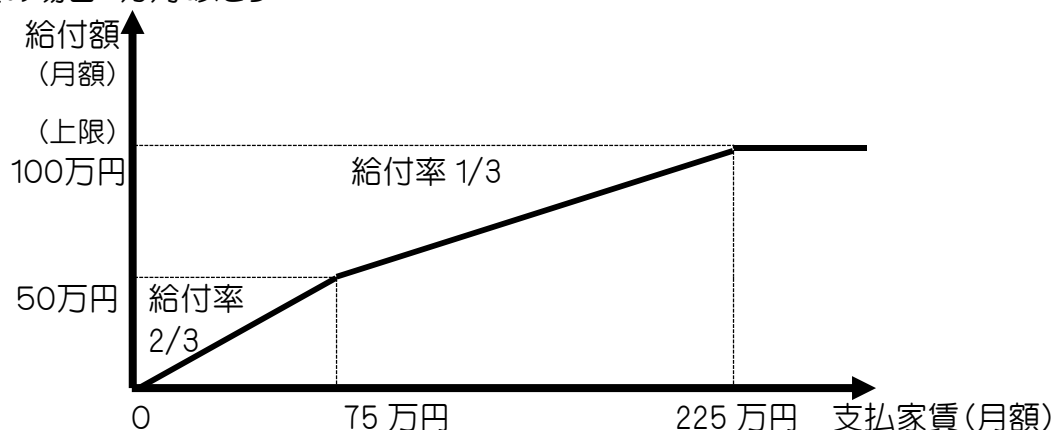
テナント事業者のうち、中堅企業、中小企業、小規模事業者、個人事業者等であって、5月～12月において以下のいずれかに該当する者

- ①いずれか1カ月の売上が前年同月比で50%以上減少
- ②連続する3カ月の売上が前年同期比で30%以上減少

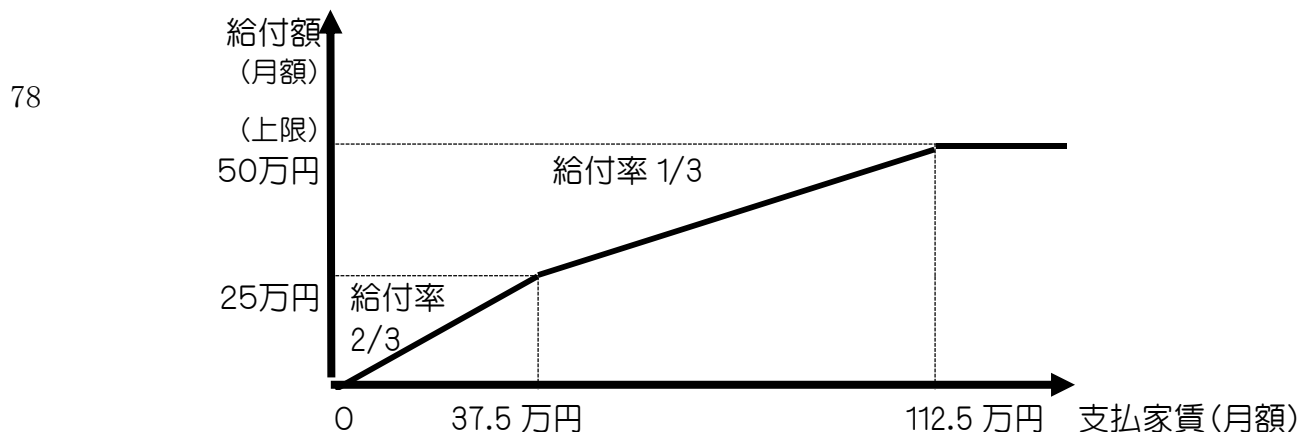
【給付額・給付率】

- ・申請時の直近の支払家賃(月額)に基づき算出される給付額(月額)の6倍(6カ月分)。
- ・給付率は2/3、給付上限額(月額)は法人50万円、個人事業者25万円の6カ月分。
- ・複数店舗を所有する場合など、家賃の総支払額が高い者を考慮し、上限を超える場合は上限超過額の1/3を給付し、給付上限額(月額)は法人100万円、個人事業者は50万円に引き上げる。※下記図参照

●法人の場合:1カ月あたり



●個人事業者の場合:1カ月あたり



※申請開始時期や詳しい申請方法については詳細が分かり次第ご案内いたします。
詳しくは、当商工会議所 TEL:52-1740 (担当/山本・明間) まで。